

秋田県公報

目 次

ページ

副知事通知

○副知事の署名と職名を記載 (1～11) ……………1

監査委員公告

監査公告第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成19年2月6日

秋田県監査委員	富 樫 博 之
秋田県監査委員	秋田県監査委員 杉 江 宗 祐
秋田県監査委員	秋田県監査委員 大 和 顯 治
秋田県監査委員	秋田県監査委員 菊 地 康 男
財	財———678

平成18年12月28日

秋田県監査委員	富 樫 博 之
秋田県監査委員	秋田県監査委員 杉 江 宗 祐 様
秋田県監査委員	秋田県監査委員 大 和 顯 治
秋田県監査委員	秋田県監査委員 菊 地 康 男
秋田県知事	寺 田 典 城

監査結果に基づき講じた措置について(通知)

平成18年11月10日付け監査一583で通知のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。
別紙

監査課所名	鹿角地域振興局(総務企画部)	監査年月日	平成18年8月8日
-------	----------------	-------	-----------

(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金の収納整理につきまして、その縮減に向け一層努力しておりますが、平成18年10月末現在の未収金合計額は、4,064万円余りで前年同期と比べ、8.3%、312万円の増となっております。

今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に滞納整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分を臨むことにより未収金の縮減に努めてまいります。

また、未収金の83.5%を占める個人県民税については、市町との共同催告等に積極的に取り組むなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。

監査課所名	鹿角地域振興局(農林部)	監査年月日	平成18年8月8日
-------	--------------	-------	-----------

(指摘事項)

治山事業関係に係る業務委託契約書において、仕様書が作成されておらず、当該業務委託の内容や範囲等が確認できないので、今後、改善すること。

(措置事項)

業務委託内容が明確に規定された特記仕様書を作成し、適正な契約書となるよう改善してまいります。

監査課所名	北秋田地域振興局(総務企画部)	監査年月日	平成18年8月31日
-------	-----------------	-------	------------

(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金の収納整理につきまして、常に縮減に努力しているところですが、平成18年10月末現在の未収金の合計は1億1,424万円余りと前年同期と比べ4.2%、458万円余りの増となっております。

今後とも、適切な滞納者管理のもと、これまで以上に滞納整理の強化を図り、悪質な滞納事案については厳正な処分

を臨むことにより、未収金の縮減に努めてまいります。また、未収金の57%を占める個人県民税につきましては、市町との共同催告等に積極的に取り組むなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。

監査課所名	北秋田地域振興局(大館福祉環境部)	監査年月日	平成18年8月2日
-------	-------------------	-------	-----------

(指摘事項) 母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

平成17年度から繰越調定した未収金のうち、福祉施設入所に伴う保護者負担金等一般会計分4,782,189円については、平成18年10月末現在、一部納付を含め、279,564円を回収しております。

また、母子寡婦福祉資金特別会計分7,864,073円については、一部納付を含め、1,061,013円を回収しております。今後とも、未収金残額の早期回収及び未然防止に一層努力します。

監査課所名	北秋田地域振興局(鷹巣阿仁福祉環境部)	監査年月日	平成18年8月31日
-------	---------------------	-------	------------

(指摘事項) 未熟児等養育措置費に係る未収金の回収に努めること。

(措置事項)

平成17年度から繰越調定した未収金66,890円については、平成18年10月31日までに一部納付を含め、32,400円を回収しております。

今後とも、未収金残額の早期回収及び未然防止に一層努力します。

(指摘事項)

行政財産の目的外使用許可をした自動販売機について、使用料を徴収していないので、所要の措置を講ずること。

(措置事項)

行政財産目的外使用料5,655円については、平成18年10月31日までに全額収納しております。

今後とも、適切な事務処理に努めてまいります。

監査課所名	北秋田地域振興局(農林部)	監査年月日	平成18年8月31日
-------	---------------	-------	------------

(指摘事項)

治山事業関係に係る業務委託契約書において、仕様書が作成されておらず、当該業務委託の内容や範囲等が確認できないので、今後、改善すること。

(措置事項)
業務委託内容が明確に規定された特記仕様書を作成し、適正な契約書となるよう改善してまいります。

監 査 課所名 (建設部)	北秋田地域振興局	監 査 年月日	平成18年 9 月 1 日
---------------------	----------	------------	---------------

(指摘事項)
県営住宅使用料等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金については、県営住宅滞納対策事務処理要綱に基づき、電話、文書、訪問等により督促を行い、滞納者本人はもとより、滞納期間が長期にわたるものについては、連帯保証人に催告するなど早期に滞納を解消するよう、より一層の努力をしております。

監 査 課所名 (総務企画部)	山本地域振興局	監 査 年月日	平成18年 8 月 1 日
-----------------------	---------	------------	---------------

(指摘事項)

県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金の収納整理につきまして、その縮小に向け努力しているところですが、平成18年10月末の未収金合計額は1億1,696万円余りで前年同期と比べ、22.2%、2,124万円増となっております。

これは、平成17年度からの繰越額が前年よりも2,302万円増えたことによるものですが、収入率を比較すると前年同期と比べ、1.1%増の9.8%となっております。

今後とも適切な滞納整理の進行管理のもと、滞納事業ごとの状況に即した処分執行により、未収金の縮小に努めてまいります。

また、未収金の多くを占める個人県民税につきましては、市町との情報交換、共同催告等に積極的に取り組むなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。

監 査 課所名 (福祉環境部)	山本地域振興局	監 査 年月日	平成18年 8 月 1 日
-----------------------	---------	------------	---------------

(指摘事項)
生活保護費返還金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

平成17年度から繰越測定した未収金 6,033,195円については、平成18年10月末日までに一部納付を含め、17件、529,039円を回収しております。

今後とも、未収金残額の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。

(指摘事項)

平成17年度未収分の債権管理簿を作成するとともに、平成16年度以前分の債権管理簿の整理等を適切に行うこと。

(措置事項)

債権管理簿は直ちに作成し、整理してまいります。

監 査 課所名 (農林部)	山本地域振興局	監 査 年月日	平成18年 8 月 1 日
---------------------	---------	------------	---------------

(指摘事項)

治山事業関係に係る業務委託契約書において、仕様書が作成されておらず、当該業務委託の内容や範囲等が確認できないので、今後、改善すること。

(措置事項)

業務委託内容が明確に規定された特記仕様書を作成し、適正な契約書となるよう改善してまいります。

監 査 課所名 (建設部)	山本地域振興局	監 査 年月日	平成18年 8 月 7 日
---------------------	---------	------------	---------------

(指摘事項)

県営住宅使用料に係る未収金の回収に一層努めることと
に、工事前払金返還金遅延利息に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。

(措置事項)

県営住宅使用料の未収金については、県営住宅滞納対策事務処理要綱に基づき滞納者に対して、電話をはじめ、文書、訪問等による督促を行う他、連帯保証人にも文書により滞納状況を通知するなど早期に滞納家賃を解消するよう、より一層努めてまいります。

工事前払金返還金遅延利息に係る未収金については、今後の徴収が不可能であると認められたことから、平成12年11月7日付で、地方自治法施行令第171条の5第1項第1号の規定による徴収停止の措置を行いました。その後の

状況を注視してまいりましたが、状況に変化がないため現在も徴収停止中であり、今後とも適正な債権管理に努めてまいります。

監 査 課所名 (県税部)	秋田地域振興局	監 査 年月日	平成18年 9 月 5 日
---------------------	---------	------------	---------------

(指摘事項)

県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金については、その縮小に向け常に努力しているところですが、平成18年10月末現在の未収金合計額は8億7,530万円余りで前年同期と比べ6.1%、5,735万円余りの減となっております。

今後とも、滞納者管理を徹底し、より効率的な滞納整理の推進を図るとともに、未収金の40%を占める個人県民税については、市町村との連携を密にし、その縮減に努めてまいります。

(指摘事項)

自動車税の減免に関して、所定の申請書を使わずに減免したものがあるので、今後は適切に処理すること。

(措置事項)

今後は、所定の申請書により適切に処理します。

監 査 課所名 (福祉環境部)	秋田地域振興局	監 査 年月日	平成18年 9 月 7 日
-----------------------	---------	------------	---------------

(指摘事項)

生活保護費返還金等の未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

平成17年度から繰越測定した未収金計19,977,333円につきましては、平成18年10月31日までに一部納付を含め、44件、986,782円を回収しております。

今後とも、未収金残額の早期回収及び未然防止に一層努力いたします。

監 査 課所名 (農林部)	秋田地域振興局	監 査 年月日	平成18年 9 月 5 日
---------------------	---------	------------	---------------

(指摘事項)

工事請負契約解除に伴う前払金返還金遅延利息に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。

(措置事項)

<p>工事前払金返還金遅延利息に係る未収金については、今後の徴収が不可能であると認められたことから、平成12年11月7日付けで、地方自治法施行令第171条の5第1項第1号の規定による徴収停止の措置を行いました。 その後の状況に変化がないため現在も徴収停止中であり、今後とも適正な債権管理に努めてまいります。</p> <p>(指摘事項) 治山事業関係に係る業務委託契約書において、仕様書が作成されておらず、当該業務委託の内容や範囲等が確認できないので、今後、改善すること。</p> <p>(措置事項) 業務委託内容が明確に規定された特記仕様書を作成し、適正な契約書となるよう改善してまいります。</p>			
監 査 課所名	秋田地域振興局 (建設部)	監 査 年月日	平成18年 9 月 6 日
<p>(指摘事項) 河川土石採取料に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 河川土石採取料に係る未収金については、平成18年6月30日付けで、分割納入誓約書を作成し、毎月分割納付することとしており、今後とも回収に一層努めてまいります。</p> <p>(指摘事項) 工事契約において、本来別途契約すべき工事内容を変更契約で行っているため、今後は適切に処理すること。</p> <p>(措置事項) 今後、工事の契約締結については、新たな契約か、変更契約によることが妥当であるかを十分精査し、適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>(指摘事項) 工事契約において、下請負届の提出が遅延しているものがあるため、今後は適切に処理すること。</p> <p>(措置事項) 工事契約における下請負届の提出については、これまで以上に各請負者に対して速やかな提出を促すとともに、建設業団体に対しても改めて提出義務の周知徹底を求めると、今後は、下請負届の提出が遅延することのないよう適切な処理に努めます。</p>			
監 査 課所名	由利地域振興局 (総務企画部)	監 査 年月日	平成18年 8 月 31 日

<p>(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 未収金の収納整理については、その縮減に努力しているところですが、平成18年10月末現在の未収金合計額は、1億2,783万円余りで、前年同期の117.1%となっており、1,865万円余りの増加となっております。</p> <p>今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に滞納整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分を臨むことで未収金の縮減に努めてまいります。</p> <p>特に、未収金の約53%を占める個人県民税につきましては、従来から実施しております市との共同催告・合同夜間臨戸徴収を継続実施するとともに、今年度から新たに地方税法第48条の規定による「個人県民税直接徴収」及び「県職員短期派遣事業」等に積極的に取り組むなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。</p>			
監 査 課所名	由利地域振興局 (福祉環境部)	監 査 年月日	平成18年 8 月 31 日
<p>(指摘事項) 母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 母子寡婦福祉資金貸付金等の未収金については、福祉事務所の統合に伴い、中央福祉事務所へ業務を移管しておりますので、今後は同事務所への情報提供等の協力により回収促進に対応してまいります。</p>			
監 査 課所名	由利地域振興局 (農林部)	監 査 年月日	平成18年 9 月 1 日
<p>(指摘事項) 治山事業関係に係る業務委託契約書において、仕様書が作成されておらず、当該業務委託の内容や範囲等が確認できないので、今後、改善すること。</p> <p>(措置事項) 業務委託内容が明確に規定された特記仕様書を作成し、適正な契約書となるよう改善してまいります。</p>			
監 査	由利地域振興局	監 査	平成18年 9 月 1 日

課所名	(建設部)	年月日	
<p>(指摘事項) 港湾施設内の自動販売機の設置について、港湾施設管理条例に基づく許可を行い、使用料を徴収していないが、行政財産の目的外使用許可に改め、使用料を徴収すること。</p> <p>(措置事項) 港湾施設内での自動販売機の設置については、速やかに行政財産の目的外使用許可に改め、使用料の徴収に努めてまいります。</p> <p>(指摘事項) 港湾整備業務委託契約書において、仕様書が作成されておらず、当該業務委託の内容や範囲等が確認できないので、今後、改善すること。</p> <p>(措置事項) 今後は、仕様書等の作成により、当該業務委託の内容や範囲等が確認できるよう改善してまいります。</p>			
監 査 課所名	仙北地域振興局 (総務企画部)	監 査 年月日	平成18年 9 月 5 日
<p>(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。</p> <p>(措置事項) 未収金の収納整理につきましては、常に縮減に努力しているところですが、平成18年10月末現在の未収金合計は、1億9,723万円余りと前年同期と比べ9.7%1,744万円余りの増となっております。</p> <p>今後とも適切な滞納整理者管理を徹底するとともに、これまで以上に滞納整理を強化し悪質な滞納事案については厳正な処分を臨むことにより、未収金の縮減に努めてまいります。</p> <p>また、未収金の37.1%を占める個人県民税につきましては、市町との共同滞納整理に積極的に取り組むなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。</p>			
監 査 課所名	仙北地域振興局 (農林部)	監 査 年月日	平成18年 9 月 5 日
<p>(指摘事項) 工事請負契約解除に伴う前払金返還金遅延利息に係る未収金の回収に一層努めること。</p>			

(措置事項) 工事請負契約解除に伴う前払金返還利息に係る未収金については、引き続き収納整理に努めてまいります。現在、債務者の所在がつかめず債権回収にはきわめて困難な状況であり、徴収停止等の手続きも検討してまいります。 (指摘事項) 治山事業関係に係る業務委託契約書において、仕様書が作成されておらず、当該業務委託の内容や範囲等が確認できないので、今後、改善すること。 (措置事項) 業務委託内容が明確に規定された特記仕様書を作成し、適正な契約書となるよう改善してまいります。	監 査 課所名 仙北地域振興局 (仙北平野農村整備事務所)	監 査 年月日 平成18年 9 月 5 日
(措置事項) 換地清算金等に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 換地清算金に係る未収金については、4件2,179,309円でありましたが、うち1件1,584,869円は平成18年4月に納入済となっております。また、1件については分納により5,000円納入されており、平成18年11月22日現在で、3件589,440円となっております。 今後も戸別訪問等による督促を行い、早期の回収に努めてまいります。 また、工事前払金返還金遅延利息に係る未収金1件124,002円については、地方自治法第171条の5第1項第1号の規定に基づき、平成18年9月21日より徴収停止となっております。今後とも適切な債権管理に努めてまいります。	監 査 課所名 平鹿地域振興局 (総務企画部)	監 査 年月日 平成18年 8 月 22 日
(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 平成18年5月末現在の未収金98,704千円を平成18年10月末現在で19,536千円余りを回収し79,168千円まで縮減したところであります。 今後はこれまでに上り滞納整理の強化を図り悪質な滞納事案については厳正な処分を臨むことにより、未収金の縮		

減に努めてまいります。 また、未収金の67.5%を占める個人県民税につきましては、機手市と滞納事案について積極的の情報交換するなど連携を密にして、その縮減に努めてまいります。	監 査 課所名 平鹿地域振興局 (福祉環境部)	監 査 年月日 平成18年 8 月 22 日
(指摘事項) 母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 平成17年度から繰越測定した未収金計48,325,838円については、平成18年10月31日までに一部納付を含め2,493,536円を回収しております。 今後とも、未収金残額の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。	監 査 課所名 平鹿地域振興局 (農林部)	監 査 年月日 平成18年 8 月 22 日
(指摘事項) 行政財産の目的外使用許可をした電柱等の設置について、その支柱及び支線分の使用料を徴収していないので、所要の措置を講ずること。 (措置事項) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の徴収不足について、電柱等の設置者と現在協議中であります。 今後の使用許可に際しましては、適切な事務処理に努めてまいります。 (指摘事項) 治山事業関係に係る業務委託契約書において、仕様書が作成されておらず、当該業務委託の内容や範囲等が確認できないので、今後、改善すること。 (措置事項) 業務委託内容が明確に規定された特記仕様書を作成し、適正な契約書となるよう、改善してまいります。	監 査 課所名 平鹿地域振興局 (建設部)	監 査 年月日 平成18年 8 月 23 日
(指摘事項) 県営住宅使用料に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項)		

未収金については、県営住宅滞納対策事務処理要綱に基づき、滞納者に電話、文書、訪問等により督促しております。 また、滞納期間が長期にわたるものについては、連帯保証人に督促するなど、早期に滞納を解消するよう、今後とも未収金の回収に一層努力してまいります。	監 査 課所名 雄勝地域振興局 (総務企画部)	監 査 年月日 平成18年 8 月 2 日
(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 未収金の収納整理につきましては、その縮小に向け努力しているところですが、平成18年10月末現在の未収金は全体で、5,954万円余りで前年同期と比べ5.3%、299万円余りの増となっております。これは、17年度からの繰越額が前年よりも573万円増えたことによるものですが、収入率を比較すると前年同期と比べ3.3%増の18.5%となっております。 今後とも、適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまで以上に整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分を臨むことで未収金の縮小に努めてまいります。 また、未収金の多くを占める個人県民税につきましては、市町村との共同催告等に積極的に取り組むなど連携を密にしてその縮小に努めてまいります。 なお、平成18年度も昨年に引き続き平日に忙しい納税者のため「休日納税相談日」を設置しているほか、夜間における効率的な滞納整理を実施しております。	監 査 課所名 雄勝地域振興局 (福祉環境部)	監 査 年月日 平成18年 8 月 2 日
(指摘事項) 心身障害者扶養共済加入者納付金に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 平成17年度から繰越測定した未収金258,000円については、平成18年10月31日までに、一部納付を含め12,000円を回収しております。 今後とも、未収金の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。		

監 査 課所名	雄勝地域振興局 (農林部)	監 査 年月日	平成18年 8 月 2 日
(指摘事項)	治山事業関係に係る業務委託契約書において、仕様書が作成されておらず、当該業務委託の内容や範囲等が確認できないので、今後、改善すること。		
(措置事項)	業務委託内容が明確に規定された特記仕様書を作成し、適正な契約書となるよう、改善してまいります。		
監 査 課所名	人事課	監 査 年月日	平成18年10月20日
(指摘事項)	恩給の返納金に係る未収金の回収に一層努めること。		
(措置事項)	返納金については、分割により定期的に一部納入されていますが、納入が滞らないように引き続き面談、電話及び書面による督促等を行い、早期回収に努めてまいります。		
監 査 課所名	税務課	監 査 年月日	平成18年10月20日
(指摘事項)	県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金の回収に一層努めること。		
(措置事項)	未収金の収納整理につきまして、その縮小に向け努力しているところでありますが、平成18年10月末現在の未収金は全体で16億1,316万円余りで前年同期と比べ、0.8%、1,353万円増となっております。		
これは、平成17年度からの繰越額が前年よりも8,286万円増えたことによるものですが、今年度の県税収入全体としては、収入率向上に努めた結果、未収金の収入率は、平成17年10月末が17.4%であったが、本年度は、20.7%と2.3%改善しております。			
未収金の多くを占める個人県民税につきましては、市町村と地域振興局との共同催告等に積極的に取り組むなど連携を密にしてその縮減に努めてまいります。			
平成18年度も昨年に引き続き「休日納税相談日」及び「夜間納税相談日」を全県で随時に設置しているほか、夜間等の徴収業務に当たっては、勤務時間の割振りの特例制			

度を活用し効率的な滞納整理を実施しております。			
今後とも適切な滞納者管理を徹底するとともに、これまでに以上に整理を強化し、悪質な滞納事案については厳正な処分で臨むことで未収金の縮小に努めてまいります。			
監 査 課所名	国体・障害者スポーツ 大会局 大会総務課	監 査 年月日	平成18年10月20日
(指摘事項)	委託契約において、競争入札とすべきところを、随意契約で執行しているものがあるので、今後は適切に処理すること。		
(措置事項)	委託契約については、競争入札とすべきところを、解釈の誤りにより随意契約で執行したものでありますが、今後は財務規則を遵守し、適切な事務処理に努めてまいります。		
監 査 課所名	科学技術課	監 査 年月日	平成18年10月 4 日
(指摘事項)	県立大学の授業料等に係る未収金の回収に一層努めること。		
(措置事項)	未収金3,136,040円については、未納者本人及び保証人に対する納入指導に努めており、平成18年11月末日までに520,800円を回収しております。		
今後とも、引き続き回収に努めてまいります。			
監 査 課所名	県立大学事務局	監 査 年月日	平成18年7月 3 日
(指摘事項)	使用料等の資金前渡金の精算行為が遅延しているものがあるため、今後は直ちに処理すること。		
(措置事項)	県立大学は平成18年度より公立大学法人に移行しておりますが、資金前渡金については、直ちに精算処理を行うこととしております。		
監 査 課所名	県立大学本荘事務室	監 査 年月日	平成18年6月 7 日
(指摘事項)	授業料に係る未収金の回収に努めること。		

(措置事項)			
県立大学は平成18年度より公立大学法人に移行しており、平成17年度までの未収金については県(科学技術課)で回収することとしております。この18年度に繰越された未収金2,630,040円については、未納者本人及び保証人に対する納入指導に努めており、平成18年11月末日までに520,800円を回収しております。			
今後とも、引き続き回収に努めてまいります。			
監 査 課所名	県立大学大潟事務室	監 査 年月日	平成18年 6 月 27 日
(指摘事項)	短期大学部学生寮入居費用収入に係る未収金の回収に一層努めること。		
(措置事項)	県立大学は平成18年度より公立大学法人に移行しており、平成17年度までの未収金については県(科学技術課)で回収することとしております。この18年度に繰越された未収金506,000円については、平成18年11月末日までに同額が未納となっておりませんが、現在、分割納付することを未納者本人及び保証人と協議中であり、引き続き回収に努めてまいります。		
(指摘事項)	灯油について、年間単価契約を締結しているにもかかわらず、契約業者以外の者から高い価格で購入しているものがあるため、今後は適切に処理すること。		
(措置事項)	今後は、職員間の連絡を密に行うとともに、組織的なチェック体制を確立するなど、適切な事務執行に努めてまいります。		
監 査 課所名	県立大学木材高度加工 研究所	監 査 年月日	平成18年 5 月 10 日
(指摘事項)	保守点検業務委託において、消耗品の購入を含めて契約しているが、他の県関係機関と比較して高い価格で購入しているため、今後は適切に処理すること。		
(措置事項)	県立大学は平成18年度より公立大学法人に移行しておりますが、本件については、消耗品の購入を保守点検業務委託とは別途行うこととし、その価格についても他施設を		

参考とするなどした結果、17年度より安価で購入しております。

監査課所名	試験研究推進課	監査年月日	平成18年10月4日
-------	---------	-------	------------

(指摘事項)
設備使用料に係る未収金の回収に一層努めること。
(措置事項)
設備を利用した企業が自己破産したことにより、未収金が発生したものであります。

現在破産手続き中であり、結果を待つて適切に処理します。

監査課所名	調査統計課	監査年月日	平成18年10月4日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)
交付金で、交付決定の通知後に支出負担行為の処理をしているものがあるので、今後は適切に処理すること。
(措置事項)
県の財務規則に基づき今後は適切に処理します。

監査課所名	水産振興センター	監査年月日	平成18年6月5日
-------	----------	-------	-----------

(指摘事項)
生産物売払収入に係る未収金の回収に一層努めること。
(措置事項)
債務者の藤里町内水面漁業生産組合は依然休業状態であり、収納は極めて困難な状況にありますが、引き続き、町及び関係者からの情報収集などに努めるとともに、今後も収納整理に努力してまいります。

監査課所名	産業技術総合研究センター	監査年月日	平成18年6月12日
-------	--------------	-------	------------

(指摘事項)
設備使用料に係る未収金の回収に努めること。
(措置事項)
設備を利用した企業が自己破産したことにより、未収金が発生したものであります。

監査課所名	子育て支援課	監査年月日	平成18年10月5日
-------	--------	-------	------------

(指摘事項)
母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。
(措置事項)
平成17年度から繰越測定した一般会計及び特別会計の未収金計93,743,211円については、平成18年11月30日までに一部納付を含め5,773,801円を回収しております。

監査課所名	障害福祉課	監査年月日	平成18年10月5日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)
介護支援資金貸付金に係る未収金の回収に努めること。
(措置事項)
平成18年10月13日までに、全額収納いたしました。

監査課所名	福祉政策課	監査年月日	平成18年10月5日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)
生活保護費返還金等に係る未収金の回収に一層努めること。
(措置事項)
平成17年度から繰越測定した未収金39,856,993円については、平成18年11月30日までに一部納付を含め1,262,507円を回収しております。

今後も未収金の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。

監査課所名	長寿社会課	監査年月日	平成18年10月5日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)
介護支援資金貸付金に係る未収金の回収に努めること。
(措置事項)
平成18年10月13日までに、全額収納いたしました。

監査課所名	障害福祉課	監査年月日	平成18年10月5日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)
児童保護費負担金等に係る未収金の回収に一層努めること。
(措置事項)
平成17年度から繰越測定した未収金計43,117,235円については、平成18年11月30日までに一部納付を含め1,794,580円を回収しております。

監査課所名	子育て支援課	監査年月日	平成18年10月5日
-------	--------	-------	------------

(指摘事項)
母子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。
(措置事項)
平成17年度から繰越測定した一般会計及び特別会計の未収金計93,743,211円については、平成18年11月30日までに一部納付を含め5,773,801円を回収しております。

監査課所名	健康対策課	監査年月日	平成18年10月5日
-------	-------	-------	------------

今後も、未収金の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。

監査課所名	健康対策課	監査年月日	平成18年10月5日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)
特定疾患医療費不正請求の返還金等に係る未収金の回収に一層努めること。
(措置事項)
平成17年度から繰越測定した未収金 987,042円については、平成18年11月30日までに一部納付を含め77,200円を回収しております。

監査課所名	健康対策課	監査年月日	平成18年10月5日
-------	-------	-------	------------

今後も、未収金の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。

監査課所名	健康対策課	監査年月日	平成18年10月5日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)
特定疾患医療費不正請求の返還金等に係る未収金の回収に一層努めること。
(措置事項)
平成17年度から繰越測定した未収金 987,042円については、平成18年11月30日までに一部納付を含め77,200円を回収しております。

監査課所名	健康対策課	監査年月日	平成18年10月5日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)
公的医療機関等設備整備基金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。
(措置事項)
平成17年度から繰越測定した一般会計及び基金の未収金計85,076,207円については、平成18年11月30日までに一部納付を含め1,095,456円を回収しております。

監査課所名	医務薬事課	監査年月日	平成18年10月5日
-------	-------	-------	------------

今後も、未収金の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。

監査課所名	医務薬事課	監査年月日	平成18年10月5日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)
短期入所サービス利用に係る未収金の回収に、なお一層努めること。
(措置事項)
平成18年6月27日までに、全額収納いたしました。

監査課所名	中央児童相談所	監査年月日	平成18年5月10日
-------	---------	-------	------------

(指摘事項)
児童保護費等に係る未収金の回収に一層努めること。
(措置事項)
平成17年度から繰越測定した未収金合計42,159,420円

監査課所名	中央児童相談所	監査年月日	平成18年5月10日
-------	---------	-------	------------

(指摘事項)
児童保護費等に係る未収金の回収に一層努めること。
(措置事項)
平成17年度から繰越測定した未収金合計42,159,420円

監査課所名	中央児童相談所	監査年月日	平成18年5月10日
-------	---------	-------	------------

平成17年度から繰越測定した未収金合計42,159,420円

については、平成18年11月30日までに一部納付を含め、1,411,964円を回収しております。
今後とも、未収金残額の早期回収及び未収防止に一層努力いたします。

監 査 課所名	北児童相談所	監 査 年月日	平成18年7月10日
------------	--------	------------	------------

(指摘事項)
児童保護費等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

平成17年度から繰越測定した、施設入所に伴う負担金に係る未収金13,343,700円については、平成18年11月末現在、一部納付を含め、738,150円を回収しております。
今後とも、未収金残額の早期回収及び未収防止に一層努力いたします。

監 査 課所名	南児童相談所	監 査 年月日	平成18年7月10日
------------	--------	------------	------------

(指摘事項)
児童保護費等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

平成17年度から繰越測定した未収金10,806,960円については、平成18年10月31日までに一部納付を含め278,300円を回収しております。
今後とも、未収金の早期回収及び未納防止に一層努力いたします。

監 査 課所名	児童会館	監 査 年月日	平成18年9月4日
------------	------	------------	-----------

(指摘事項)

多量の在庫を抱えているにもかかわらず、必要以上の切手を購入しているため、今後は適切に処理すること。

(措置事項)

今後は払出状況や在庫量を勘案しつつ、適切な執行管理に努めます。

監 査 課所名	環境整備課	監 査 年月日	平成18年10月6日
------------	-------	------------	------------

(指摘事項)

行政代執行費用等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

能代市の債務者については、破産宣告を受けていることから、破産管財人と連絡を密にしながら破産手続き進行状況を確認しています。

八郎潟町の債務者については、登記されている本店所在地に法人の実態が無く、調査により所得及び保有資産とも確認できていません。法人役員とは、平成18年2月以降連絡がとれなくなっており、同年5月役員住所地に郵送した督促状は受取人不在のため送戻されています。現在、役員の所在等の調査を継続しながら、あわせて徴収停止について検討しています。

今後とも、地方自治法、秋田県財務規則等に基づく適切な債権管理のもと、未収金の回収に努めてまいります。

監 査 課所名	流通経済課	監 査 年月日	平成18年10月10日
------------	-------	------------	-------------

(指摘事項)
農業改良資金貸付金等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

長期化している未収金のうち、農業振興対策資金と農業改良資金の一名については月賦払いで着実に分割償還を続けており、今後も継続させてまいります。
農業改良資金の他の未収金については、本人及び連帯保証人に対し定期的に文書による督促を行うとともに、長期化している債務者については随時面談を行い、早期回収に努めます。

監 査 課所名	水田総合利用課	監 査 年月日	平成18年10月10日
------------	---------	------------	-------------

(指摘事項)

多量の在庫を抱えているにもかかわらず、必要以上の切手を購入しているため、今後は適切に処理すること。

(措置事項)

切手の購入に際しては、在庫量を随時確認しながら、必要量に不足が生じた場合に適量を購入するよう改めてまいります。

監 査 課所名	農畜産振興課	監 査 年月日	平成18年10月10日
------------	--------	------------	-------------

(指摘事項)

畜産経営自立化促進資金貸付金元利収入等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

未収金については、一部が納付されておりませんが、今後とも債務者等への督促を行うとともに、分割納付等で収入の確保を図りながら、収納整理に努めます。

また、納付が不可能と思われる債務者については、相手方と交渉の上、不納欠損等の措置を講じてまいります。

監 査 課所名	農地整備課	監 査 年月日	平成18年10月10日
------------	-------	------------	-------------

(指摘事項)

換地精算金等に係る未収金の回収に一層努めるとともに、工事前払金返還利息分に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。

(措置事項)

換地精算金に係る未収金につきましては、16件で5,796,472円でありましたが、平成18年10月末現在、3件で589,440円となっております。うち、2件は分割納入中であり、残り1件につきましては、農地(田)を差し押さえ済みであります。

また、工事請負契約解除による前払金返還利息等に係る未収金のうち、1件につきましては破産終結の決定がなされ、配当額が確定したため、その差額について徴収停止の手続きを進めております。他3件中、法人が既に業務実態がないことが判明した1件につき徴収停止をしております。2件につきましては、引き続き収納整理に努めておりますが、債権回収が非常に困難な状況にあり、徴収停止の手続きも検討してまいります。

監 査 課所名	水産漁港課	監 査 年月日	平成18年10月11日
------------	-------	------------	-------------

(指摘事項)

生産物売払収入に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)

債務者の藤里町内水面漁業生産組合は、依然として休業状態であり、収納は極めて困難な状況にあります。引き続き、町及び関係者からの情報収集などに努めるとともに、今後とも、組合長に対する督促や組合役員に対し訪問を含めた督促を行い、収納整理に努力してまいります。

監 査 課所名	秋田又平振興課	監 査 年月日	平成18年10月11日
------------	---------	------------	-------------

(指摘事項)
林業改善資金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)
未収金について、本庁、地域振興局森づくり推進課、森林組合、県森連が連携し、文書並びに戸別訪問により回収に努めます。
また、回収に当たっては、元金の回収を優先し、一括返済が困難な滞納者には分割返納を進めるなど収納整理に努めます。

なお、本貸付は保証人を立てておりますので、内容によっては、保証人に督促し回収に努めるとともに、貸付決定に際しては地域振興局森づくり推進課の運営協議会で慎重審査し、新規未納の発生防止に努めます。

(指摘事項)
秋田県林業・木材産業イノベーション事業委託契約書において、仕様書が作成されておらず、地盤沈下調査に係る業務委託内容が十分規定されていないので、今後は適切な処理に努めること。

(措置事項)
業務委託内容が明確に規定された仕様書を作成し、適正な契約書となるよう改善してまいります。

監 査 課所名	森林整備課	監 査 年月日	平成18年10月11日
------------	-------	------------	-------------

(指摘事項)
木製ダム工構造物調査業務委託契約書等において、仕様書が作成されておらず、業務委託内容が十分に規定されていないので、今後は適切な処理に努めること。

(措置事項)
業務委託内容が明確に規定された仕様書を作成し、適正な契約書となるよう改善してまいります。

監 査 課所名	商工業振興課	監 査 年月日	平成18年10月12日
------------	--------	------------	-------------

(指摘事項)
中小企業設備導入助成資金貸付金に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)
事業を継続している債務者については、経営状況や資金繰りを把握し、経営指導を行いながら償還を促し、回収に努めてまいります。
破綻先については、定期分割償還や資産の任意売却を指導するとともに、連帯保証人への弁済交渉を行い、回収に努めてまいります。

さらに、債務者、連帯保証人(相続人を含む)の所在、資産状況等を調査し、回収の見込めないものについては、不納欠損処分に向けた事務処理を進めてまいります。

監 査 課所名	商工業振興課誘致企業室	監 査 年月日	平成18年10月12日
------------	-------------	------------	-------------

(指摘事項)
工業団地開発事業特別会計等に係る未収金の回収に努めること。

(措置事項)
工業団地開発事業特別会計の違約金に係る未収金については、当該企業の活動状況について継続的に調査し、収納に努めてきましたが、当該企業の代表者が亡くなった事実が判明したため、資産関係や相続を含め、顧問弁護士と協議し適切に対応してまいります。
工業団地開発事業特別会計の財産貸付収入に係る未収金については、土地貸付料の回収が図られるよう破産管財人等関係者に働きかけ、一部(30万円)を確保しましたが、残金についても、破産管財人と協議しながら、その債権の保全に努めてまいります。

監 査 課所名	下水道課	監 査 年月日	平成18年10月16日
------------	------	------------	-------------

(指摘事項)
下水道事業使用料に係る未収金の回収に努めること。

(措置事項)
平成17年度分の未収金については、平成18年11月27日現在、3件、27,352円となっておりますが、今後も引き続き書面及び訪問による督促を行い、早期の回収に努めます。

監 査 課所名	道路課	監 査 年月日	平成18年10月16日
------------	-----	------------	-------------

(指摘事項)

工事前払金返還金遅延利息に係る未収金について、適正な債権管理を行うこと。

(措置事項)
工事前払金返還金遅延利息に係る未収金については、今後の徴収が不可能であると認められたことから、平成12年11月7日付けで、地方自治法施行令第171条の5第1項第1号の規定による徴収停止の措置を行いました。
その後の状況を注視してまいりましたが、状況に変化がないため現在も徴収停止中であり、今後とも適正な債権管理に努めてまいります。

監 査 課所名	河川砂防課	監 査 年月日	平成18年10月17日
------------	-------	------------	-------------

(指摘事項)
河川土石採取料に係る未収金の回収に一層努めるとともに、工事請負契約解除に伴う違約金に係る未収金については、適正な債権管理を行うこと。

(措置事項)
河川土石採取料に係る未収金については、平成18年6月30日付けで、分割納入誓約書を作成し、毎月分割納付することとしており、今後も回収に努めてまいります。
契約解除に伴う違約金に係る未収金については、今後の徴収が不可能であると認められたことから、平成18年7月3日付けで、地方自治法施行令第171条の5第1項第1号の規定による徴収停止の措置を行いました。
その後の状況に変化がないため現在も徴収停止中であり、今後とも適正な債権管理に努めてまいります。

監 査 課所名	港湾空港課	監 査 年月日	平成18年10月17日
------------	-------	------------	-------------

(指摘事項)
港湾施設内における油送施設撤去のための行政代執行費用等に係る未収金の回収に一層努めること。

(措置事項)
行政代執行費用の未収金については、債務者の所有する不動産に対し参加差押処分を行い、平成15年1月6日付けで登記しており、今後も債権保全手続を継続してまいります。

港湾施設用地使用料の未収金については、平成18年8月3日付けで債務弁済契約公正証書を作成し、毎月分割納付することとしており、今後も引き続き回収に努めてまいります。

監 査 課 所 名	建築住宅課	監 査 年 月 日	平成18年10月17日
(指摘事項)	県営住宅使用料に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 未収金については、県営住宅滞納対策事務処理要綱に基づき、電話、文書、訪問等により督促を行い、滞納者本人はもとより、滞納期間が長期にわたる者については、連帯保証人に催告するなど、早期に滞納を解消するように努めてきましたが、さらに法的措置を進め、未収金回収のため、より一層の努力をまいります。		
監 査 課 所 名	秋田港湾事務所	監 査 年 月 日	平成18年8月7日
(指摘事項)	港湾施設用地使用料に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 港湾施設用地使用料の未収金については、平成18年8月3日付けで債務弁済契約公正証書を作成し、毎月分割納付することとしており、今後も引き続き回収に努めてまいります。		
(指摘事項)	果が使用許可している港湾施設用地について、使用許可終了後も建物が現存しているものがあるので、現状確認の徹底等、適正な財産管理を図ること。 (措置事項) 港湾施設用地の使用許可終了後も現存している建物については、当該建物所有者に対し港湾施設管理条例第6条に基づき撤去命令を発しており、その履行を求めてまいります。今後とも適正な財産管理に努めてまいります。		
監 査 課 所 名	北部流域下水道事務	監 査 年 月 日	平成18年5月16日
(指摘事項)	下水道事業使用料に係る未収金の回収に努めること。 (措置事項) 平成17年度分の未収金については、平成18年11月27日現在、3件、27,352円となっておりますが、今後も引き続き		

監 査 課 所 名	大館能代空港管理事務所	監 査 年 月 日	平成18年6月5日
(指摘事項)	行政財産の目的外使用許可をした駐車場敷地について、使用料を徴収していないので、所要の措置を講ずること。 (措置事項) 当該行政財産目的外使用料については、所要の手続きを講じており、今後とも適切な事務処理に努めてまいります。		
監 査 課 所 名	管財課	監 査 年 月 日	平成18年10月19日
(指摘事項)	土地貸付収入に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 平成15年度分の未収金1件178,343円については、平成18年11月6日までに166,255円を回収しました。 平成16年度分の未収金2件188,301円については、1件分5,500円を平成17年6月20日までに回収しました 上記未収金と平成17年度分の未収金187,371円については、毎月随戸による徴収に努めているところであり、全額納入されるよう債権整理についてさらに努力してまいります。		

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

監 査 課 所 名	福利課	監 査 年 月 日	平成18年10月18日
(指摘事項)	恩給の返納金に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 恩給過年度返納金に係る未収金については、債務者が住民票に記載されている住所に居住しておらず、面会出来ない状況が続いております。 住民登録している市役所に異動の有無を照会しながら、文書や訪問による督促を継続して回収に一層努めてまいります。		
監 査 課 所 名	南教育事務所	監 査 年 月 日	平成18年9月4日
(指摘事項)	小・中学校職員旅費の資金前渡金の精算行為が遅延しているものがあるので、今後は直ちに処理すること。 (措置事項) 今後は、速やかな事務処理に努めてまいります。		

監査公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県教育委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について報告があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成19年2月6日	秋田県監査委員	富 樫 博 之
	秋田県監査委員	杉 江 宗 祐
	秋田県監査委員	大 和 顯 治
	秋田県監査委員	菊 地 康 男
財—————2186		
平成18年12月11日	秋田県監査委員 様	秋田県教育委員会委員長

監査公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県公安委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について報告があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成19年2月6日	秋田県監査委員	富 樫 博 之
	秋田県監査委員	杉 江 宗 祐
	秋田県監査委員	大 和 顯 治
	秋田県監査委員	菊 地 康 男
秋公委第1号		
平成18年12月6日	秋田県監査委員 様	秋田県公安委員会委員長

について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。
別紙

監 査 課所名	警察本部	監 査 年月日	平成18年10月13日
(指摘事項) 交通事故損害賠償金に係る未収金の回収に一層努めること。 (措置事項) 交通事故損害賠償金に係る未収金については、債務者が平成15年2月に病死したため、その後相続人に再三督促しているものの、未だ収納できないものであります。 今後とも引き続き、督促及び訪問督促等により全額収納すべく一層努力してまいります。			

発 行 者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購 読 料 金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@matsubaransu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄